2013．6．1発行

江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会

〒 135－0011　東京都江東区扇橋 3－1－2

TEL 03（3649）4178　FAX 03（3649）6876

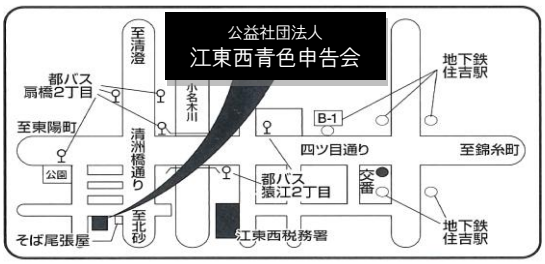

源泉所得税の納付はお済みですか？

納期限は7月10日（水）です

従業員・専従者に給料を支払っている事業主の方はご確認下さい

＜納付する税額がない場合＞

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は管轄の税務署にe-Tax又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。青色申告会でもお預かり致します。

？？源泉徴収って？？

人を雇って給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払ったりする場合には、事業主がその支払の都度、支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。これを源泉徴収といいます。

差し引いた所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の 10 日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時 9 人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。

この特例を受けていると、その年の 1 月から 6 月までに源泉徴収した所得税は 7 月 10 日、7 月から 12 月までに源泉徴収した所得税は翌年 1 月 20 日が、それぞれ納付期限になります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。詳しくは、青色申告会または江東西税務署へお問い合わせください。

復興特別所得税が創設されました

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の２．１％相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

平成25年 1 月 1 日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は、「源泉徴収税額表」に当てはめて算出し、 1 枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。 源泉徴収税額表が変更になっておりますのでご注意ください。

女性部　料理教室のお知らせ

日時：　７月１日（月）　　１０：３０～　３時間程度
会場：　男女共同参画推進センター調理室（パルシティ江東）
　　江東区扇橋３－２２－２　TEL：03-5683-0341
材料費：　会員：５００円　　一般：１，０００円
募集定員：３０名
持ち物：　エプロン、手拭き、三角巾
締切日：　６月２０日（木）

森永乳業からの
おみやげつき！

＊ガドガドとは"ごちゃまぜ"という意味です。温野菜に甘辛いソースをかけていただくインドネシア料理です。

申込みは青色申告会事務局まで
　　０３－３６４９－４１７８　担当：松野

所得税の予定納税第１期分の納税をお忘れなく

【予定納税とは】

その年の 5 月 15 日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が 15 万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

予定納税は、予定納税基準額の 3 分の 1 の金額を、第 1 期分として 7 月 1 日から 7 月 31 日までに、第 2 期分として 11 月 1 日から 11 月 30 日までに納めることになっています。

その年の 6 月 30 日の状況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7 月 15 日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第 2 期分の予定納税額だけの減額申請は 11 月 15 日までです（この場合には、10 月 31 日の状況において見積ることとなります）。（注）　これらの期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その翌日が期限とみなされます。

予定納税額は、所轄の税務署長からその年の 6 月 15 日までに、書面で通知されます。

active net AN 青年部 アクティブネット
発行責任者　町野　幸史
編集担当者　和泉　敬三
第１３５号

第18回 青年部通常総会

日　時　６月２１日　金曜日
時　間　１８時３０分～
場　所　青色申告会　３階
会　費　会員　1,０００円
　　一般　2,０００円
　　(懇親会費として)
申込先　青色申告会　事務局まで
　　０３－３６４９－４１７８
締切日　６月１０日（金）まで

整体で健康に！

体の不調を招く根本原因から、お困りの痛みにお答えします。

プロフィール

平成４年【北斗養身】開業。古武道の動きから整体術を分析し「歪みの根本は足首」「頚、足首、手首は体の負担の発散口」等を発見。多くの重症患者、文化人、芸能人などの疾病改善、健康増進に効果を上げている。

開催日　7月２４日 水曜日　１８：３０
　　青色申告会　３階
会　費　会員　無料　一般　1,０００円
申込先　青色申告会　事務局まで
　　０３－３６４９－４１７８

北斗養身
TEL 080-5545-5275
(一社) 豊島青色申告会 青年部
部長　　斎藤 勝振
http://hokutoyoshin.com

５月の報告

８日　水曜日　青色会館
第一回　事業委員会
・前年度の決算報告
・上期の青年部活動
　(下記のスケジュールにて)
・新入部員、補助の話など

22 日　水曜日
深大寺＆神代植物公園
参加者９名
深大寺蕎麦を頂き、満開のバラ園を堪能しました。

スケジュール表

６月	１２日(水)	第二回　正副部長会議　青色会館 18：30
	１８日(火)	第二回　事業委員会　青色会館 18：30
	２１日(金)	青年部通常総会　青色会館 18：30
７月	６日	異業種交流会
	２３日	第四ブロック会議
	２４日	勉強会　整体で健康に！
８月	７日	第二回　女性部合同会議
	７日	第三回　正副部長会議
	３０日	第三回　事業委員会

青年部ではいろいろな勉強会の講師を募集しています。
私はと思う方は、是非ご連絡下さい。

連絡先　和泉まで
０９０－５５５１－５３９７

ご存知ですか？ ～記帳・帳簿等の保存制度～

平成２６年１月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になります。

また複式簿記および簡易帳簿は次の帳簿に記帳し、一定期間保存する必要があります。

【帳簿書類および保存期間】

区　分		帳簿書類の具体例	保存期間
帳　簿	複式簿記	仕訳帳、総勘定元帳など	７年
	簡易帳簿	現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	
決算関係書類		青色申告決算書、棚卸表など	７年
現金・預金関係書類		領収書、預金通帳、小切手帳、借用書など	７年
その他の書類		納品書、請求書、送り状、見積書、契約書、領収書控えなど	５年

帳簿書類の電子データ保存の申請

青色申告者が備え付ける帳簿書類は一定期間保存する必要がありますが、納税者の事務負担やコスト負担の軽減をはかるため、電子データにより保存することができる制度（電子帳簿保存法）があります。

この制度の適用を受けることで、会計ソフトで作成した帳簿（仕訳帳や総勘定元帳等）や書類（損益計算書や貸借対照表等）を紙に印刷することなくデータの形で保存したり、取引先から入手した請求書等一定の紙の書類をスキャナにより読み取り電子データで保存したり（以下、**スキャナ保存**）することができます。

この制度の適用を受ける場合は、下記書類を提出する必要があります。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）	承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日まで
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類）	承認を受けようとする国税関係書類の保存を電磁的記録等の保存をもって代える日の3か月前の日まで
国税関係書類の電磁的記録等によるスキャナ保存の承認申請書	承認を受けようとする国税関係書類の保存をスキャナ保存をもって代える日の3か月前の日まで